

資料①

乍恐以書付御注進奉申上候

一昨夜九ツ時頃当村与右衛門と申者被殺候

趣鳴立候ニ付村中急速与右衛門方へ欠集り

死骸相改見候處きねニて被打殺候

躰家内之者江相糺候處殺候者早々

逃去候段申聞候間火急手配いたし

所々相尋候得共一向行衛相知不申候

其下尚与右衛門忤林五郎相糺候處別

紙之通口書指出申候此段乍恐以書付

御注進奉申上候何卒早速御出役

被為下置度奉願上候已上

七日町村組頭

市郎右衛門

天保五年正月廿四日

右同断

七之助

同村名主

左太吉

大庄屋所

右之通注進書指出候間奉指上候早

速御出役被下置度奉願候以上

午正月廿四日

新津組庄屋

桂東吾

郡御奉行所

○読み下し

恐れながら書き付けを以て御注進ちゆうしん申し上げ奉り候

一昨夜九つ時頃、当村与右衛門と申す者殺され候

趣おもむき鳴り立て候に付き、村中急速きゆうそく与右衛門方へ駆け集り
死骸相改め見候処、杵にて打ち殺され候

体てい、家内の者へ相糺ただし候処殺し候者早々

逃げ去り候段申し聞き候間、火急手配いたし
所々相尋ね候そうらえども一向行方相知れ申さず候。
しよしよ

其下尚与右衛門忝林五郎相糺ただし候処、別

紙の通り口書差し出し申し候。此段恐れながら書き付けを以て
くちがき

御注進申し上げ奉り候。何卒早速御出役
なにとせやうしんへ

下し置かせられたく願ひ上げ奉り候。以上。

七日町村組頭

市郎右衛門

天保五年正月廿四日

右同断

七之助

同村名主

左太吉

大庄屋所

右の通り注進書差出し候間差上げ奉り候。早
速御出役下し置かれたく願ひ奉り候。以上。

午正月二十四日

新津組庄屋

桂東吾

郡御奉行所
こおり

尋書之事

一何方盜賊殺され候一件

与右衛門

年五拾五才

右者与右衛門忤其方親義如何之訳二今

廿三日夜九ツ時被殺候哉此段相尋候有体

可申聞候

此段私義親死去一件御尋ニ付御答

奉申上候当春中^方親放心仕母

家内一同迷惑至極ニ罷有候得共親

之事故外事段も無之其上隣

村迄も時々罷出候体ニ付弥以時之

災難二會

御上之御吟味被下置候共殺人者

心当も無之

御上御苦勞ニ相

成候而ハ奉恐入候難渋之私ニ候得者

御見分被下置候得者迷惑至極ニ

奉存候何卒格別之以

御慈悲法守方被

仰付被下置

候ハ、難有奉存候此段御尋ニ付

有体御答可申上候已上

与右衛門忤

銀五郎

天保五年正月廿三日夜

右ノ大指爪印

(後略)

○読み下し

尋ね書の事がき

一何方盜賊殺され候一件いずかた

与右衛門

年五十五才

右は与右衛門忝そのほう其方親義如何の訳いかが二今

二十三日夜九つ時殺され候や、此段相尋ね候有体ありてい
申し聞くべく候

此段私義親死去一件御尋ねに付き御答え
申し上げ奉り候。当春中より親放心仕り母
家内一同迷惑至極しごくに罷り有り候えども、親まか

の事故外事段もこれ無く其上隣ゆえ

村迄も時々罷り出の体いでに付き弥いよいよ以て時の
災難に会（遭）

御上おかみの御吟味下し置かれ候とも殺人は
心当りもこれ無く、御上御苦勞なんじゆうに相

成り候ては恐れ入り奉り候。難渋なんじゆうの私に候えば
御見分ごけんぶん下し置かれ候えば迷惑至極に

存じ奉り候。何卒格別の

御慈悲を以て法守り方仰せ付けられ下し置かれ

候はば、有難く存じ奉り候。此段御尋ねに付き
有体御答え申し上げべく候以上

与右衛門忝

銀五郎

天保五年正月二十三日夜

右ノ大指爪印

（後略）

死骸御見分御請書之事

新津組

七日町村百姓

一変死人

与右衛門

当午 五十五

此疵所

額右之方丸(凡)壹寸五分程

壺ヶ所

打腫疵

眼鼻之間丸(凡)八分程

壺ヶ所

打腫疵

右眼尻上長三分程

壺ヶ所

横式分程打破疵

右耳付ヶ根横

壺ヶ所

五分程裂疵

右上ハ唇豎三分程

壺ヶ所

横壹分五厘程摺疵

右之外疵所無御座候尤面部一体色変し

腫相見眼口鼻両耳方血過分吹出居候

敷物等諸所汚し居候

此着類下ニ木綿浅黄縞單物同紫色并

紺豎縞綿入式ツ右上下江紺豎縞胴着ヲ

着し木綿絞り下帶ヲ木綿夜着ヲ

掛ヶ寢座之上ニ仰向ニ相成り相果罷

在打殺候由し杵柄折レ脇ニ有之候

右与右衛門義去ル廿三日夜変死仕候ニ付其段

御注進申上候処死骸御見分御糺方として

御出役ニ付私共一同御案内御立會申上逸々

御見分被成下候處前書之通相違無

御座候尤右死骸之義者一件御吟味中仮

埋被 仰付候旨被仰渡一同承知奉畏候依之

連印御受書奉指上候已上

七日町村変死人

与右衛門妻 かの

右大指爪印

字は「丸」だが「凡」
と読むと意味は自然
およそ

(後略)

○読み下し

死骸御見分御請書の事

新津組

七日町村百姓

一変死人

与右衛門

当午 五十五

此疵所

額右の方凡^{およそ}壹寸五分程

壺ヶ所

打腫傷

眼鼻の間凡^{およそ}八分程

壺ヶ所

打腫傷

右眼尻上長三分程

壺ヶ所

横式分程打破傷

右耳付け根横

壺ヶ所

五分程裂傷

右上は唇豎三分程

壺ヶ所

横壺分五厘程摺傷

右の外傷所御座なく候。尤も面部一体色変じ^{へん}

腫れ相見え、眼口鼻両耳より血過分吹き出し居り候^{かぶん}

敷物等諸所汚し居り候^{しよしよ}

此者着類下に木綿浅黄縞^{あさぎしま}單物^{ひとえもの}同紫色ならびに
紺堅縞綿入二つ右上へ紺堅縞胴着を

着し木綿絞り下帯を締め木綿夜着を^{ちやく}

掛け寝蓆の上に仰向けに相成り相果て罷り^{ねざ}

在り打ち殺し候由、杵柄折れ脇にこれ有り候。^{よし きねづか}

右与右衛門義去る二十三日夜変死仕り候に付き其段

御注進申し上げ候処、死骸御見分御糺し方として

御出役に付き私共一同御案内御立会い申し上げ逸々いちいち

まえがき御見分成し下され候処、前書の通り相違

御座無く候。尤も右死骸の義是一件御吟味中仮

埋仰せ付けられ候旨、仰せ渡され一同承知畏かしこみ奉り候。これに依り

連印御請書差上げ奉り候。うけしよ以上。

七日町村変死人

与右衛門妻 かの

右大指爪印

(後略)